

運 営 規 程

社会福祉法人 桂和会

桂和会 特別養護老人ホーム くりのみ

桂和会 特別養護老人ホーム くりのみ 運営規程

《施設の目的》

第1条 社会福祉法人桂和会が開設する特別養護老人ホームくりのみ（以下「当施設」という。）は、介護保険法（以下「法」という。）第86条に基づいて指定された介護老人福祉施設であることから、同法目的に沿った施設サービス計画に基づき、入所者が可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会通念上の便宜の供与、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理および、療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目的とする。

《運営の方針》

第2条 当施設は、入所者の意思および人格を尊重し、常にその者の立場に立って必要な食事、排泄、入浴、移動などの介護サービスの提供に努める。

2 当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス、または福祉サービスを提供するものと密接な連携に努める。

3 入所者の人権の擁護、

《事業所の名称等》

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 桂和会特別養護老人ホーム くりのみ
- (2) 所在地 札幌市豊平区平岸8条12丁目3番20号

《従業者の職種、員数及び職務》

（員数は正職員、臨時職員の合計）

第4条 当施設に勤務する主な職種、員数、職務の内容は次の通りとする。

(1) 施設長 1名

施設長は、従業員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、従業員に必要な指揮命令を行う。

(2) 事務員 1名

事務員は、施設の管理、庶務会計業務、物品の管理、その他の職員に属しない事務を行う。

(3) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、入所者の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行う。

(4) 介護職員 30名以上

介護職員は、入所者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって必要な援助を行う。

- (5) 医師 1名 看護職員 4名

医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。

- (6) 機能訓練指導員 4名 (看護職員兼務)

入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

- (7) 介護支援専門員 1名

入所者に対し、その心身の状況等を調査し、介護の提供に係る計画の作成を行う。

- (8) 管理栄養士 1名

管理栄養士は、利用者の栄養並びに心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な食事の提供に努める。

- (9) 運転手 1名

運転手は車輛の運転及び管理を行う。

- 2 施設長は、前項の規定にかかわらず、職員をしてその分掌する以外の事務について、その緩急繁閑に応じてお互いに協力させることができる。

《勤務体制の確保等》

第5条 施設は、入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

2 入所者に対するサービスの提供は、施設の従事者によって行います。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

3 施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。その際、施設は全ての介護に関わる職員（介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に認知症基礎講座の研修機会を設ける。

採用時研修を採用12カ月以内に実施します。

4 施設は、適切な介護サービスの提供を確保するにあたり、職場内における性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

《利用定員》

第6条 当施設の定員は、特養通常入所70名とする。

《利用料等》

第7条 当施設の介護サービスを提供した場合の利用料の額は、国が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、その負担割合とする。

2 前項のほか、別紙に掲げる費用について、利用者から徴収する。

3 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る事とする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には、予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(1) 食費(1日あたり)

単位:円

	利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階①	利用者負担 第3段階②	利用者負担 第4段階以上
利用者負担額	300	390	650	1,360	1,445

(2) 居住費(1日あたり)

単位:円

		利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階	利用者負担 第4段階以上
利用者	多床室	0	430	430	915
負担額	従来型個室	380	480	880	1,231

なお、(1)食費及び(2)居住費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

(3) 理美容代 実費相当額

(4) 前各号に掲げるもののほか、当施設において利用者に対して提供されるサービス、便宜のうち、利用者が負担することが適当と認められる費用 実費相当額

《施設の利用に当たっての留意事項》

第8条 利用者が、留意すべきルールは次の通りとする。

- (1) 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく施設側に提供すること。
- (2) 他の利用者や施設の職員の権利を不当に侵害しないこと。
- (3) 特段の理由が無い限り、施設の取り決めやルール及び協力医師の指示に従うこと。
- (4) 自傷他害行為を行わないこと。
- (5) 施設の提供する各種のサービスに異議のある場合、速やかに施設側に申し出ること。

《緊急時等における対応》

第9条 職員は、サービス実施中に入所者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医に連絡等の措置を講ずるとともに適切な処置を行い、管理者に報告を行う。

《非常災害対策》

第10条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
災害時における業務継続計画（BCP）を作成し、定期的に見直しをはかる。

《衛生管理等》

第11条 当施設は、入所者の使用する食器その他の設備、もしくは飲料に供する水について、衛生な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。更に施設において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずる。年2回の研修の実施。

《協力病院》

第 12 条 当施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力病院および協力歯科医療機関を定めるものとする。

《掲 示》

第 13 条 当施設の見やすい場所に、運営規定の概要、従事者の勤務の体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し、ホームページ上に掲載する。

《秘密保持等》

第 14 条 当施設の従事者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者または、その家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当施設の従事者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者または、その家族も秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずるものとする。

3 当施設が在宅介護支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文章等により入所者の同意を得ておくこととする。

《広 告》

第 15 条 当施設についての広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大なものにしない。

《利益供与及び利益の収受の禁止》

第 16 条 当施設は、居宅支援事業者に対し、要介護被保険者に当施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。また、居宅介護支援事業者またはその従事者から、当施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

《苦情の処理等》

第 17 条 当施設は、第 5 条に基づいて提供したサービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずることとする。

2 当施設は、第 5 条に基づいて提供したサービスに関し、法 23 条の規定に基づいて市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、または当該市町村の職員から質問もしくは照会があった場合は、これに応ずると共に、当該市町村からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこととする。

3 当施設は、第 5 条に基づいて提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会（国保連）が行う法第 176 条第 1 項第 2 号の規定に基づく調査に協力すると共に、国保連から同法の規定による指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこととする。

《地域との連携等》

第 18 条 当施設は、その運営に当たっては、住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等、地域との交流に努めることとする。

《事故発生時の対応》

第 19 条

- 1 当施設は、入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずると共に、入所者の家族や市町村に連絡を行うこととする。
安全対策担当者を配置する。
- 2 当施設は、入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。

《身体拘束・虐待防止のための措置に関する事項》

第 20 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 1 施設における身体拘束、虐待防止のための対策をする、身体拘束・虐待防止委員会を定期的に開催し、職員への周知を図る。また、その記録を残す。
- 2 施設における身体拘束防止・虐待防止に関する各指針を整備する事。
- 3 施設における、介護職員その他従業員に対して、身体拘束防止・虐待防止の研修を実施すること。(年 2 回)
- 4 虐待防止に対する担当者を設置する。
- 5 施設は、サービス提供中に当該施設従業者又は養護者（入所者家族等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した際は、速やかに札幌市に通報するものとします。

《入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する》

第 21 条 当施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他生産性の向上に資する取り組みの促進を図るために、当該施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（ケアワーカー会議）を定期的に行うこととします。

《会計の区分》

第 22 条 当施設は、指定介護老人福祉施設サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

《記録の整備》

第 23 条 当施設は、従事者、設備、および会計に関する記録を整備する。また、入所者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結日から 5 年間保持する。

付 則

この規定は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。